

工事現場でローリーから重機に直接給油する一時貯蔵等

2に適合している場合は、火災予防条例（以下「条例」という。）第34条の4に規定する基準の特例を適用して、工事現場でローリーから重機に直接給油する一時貯蔵等を行うことができる。

1 適用期間

原則として少量危険物貯蔵取扱所を設置した日から1年以内の期間とする。ただし、1年を超えて工事現場において重機に給油をする必要がある場合は、一時貯蔵等を反復できるものとする。

2 適用要件

(1) 前提条件

- ア 重機に給油する場合は、屋外で行うこと。
- イ 工事期間中の当該工事に関係する重機に行うものであること。
- ウ 給油する燃料は、引火点が40℃以上の第四類の危険物に限ること。

(2) 位置、構造及び設備の基準

- ア 条例第31条の2第1項第1号に規定する標識及び掲示板を設けること。
- イ 第5種の消火設備のうち、第四類の危険物に適応する消火器を1個以上設けること。
なお、努めて高性能型消火器を設けること。
- ウ 給油場所の周囲に幅2m以上の空地を設けること。ただし、防火上有効な塀を設ける等の措置により、延焼拡大のおそれがなく、かつ、消防活動上支障ない場合は、この限りでない。
- エ 油受皿及び油吸着材を工事現場に備え付けること。
- オ イ又はエにより設ける資器材が給油を行う前に給油場所に搬送される場合は、備え付けられたものとみなすことができる。

(3) 給油作業に係る要件

- ア 給油時には当該重機の給油口の直下部に、油受皿を設けること。
- イ 給油は、給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により、安全な給油速度（軽油180L/分以下）で行うこと。
- ウ 給油ホースのローリー側における操作（吐出弁の開放、緊急閉鎖等）、給油ノズル側における操作（給油ノズルの抜き差し及び開閉、燃料タンク内の油量の監視等）が支障なく行えるように人員を配置すること。
- エ 給油を行う前に、ローリーの弁の開閉状況、給油ホースの結合状況、給油ノズルの開閉状況等を点検し、重機の原動機を停止すること。
- オ 給油を行う際には、ローリーを有効に接地すること。
なお、接地導線を用いて、ローリーと重機を電氣的に接続（ボンディング）する場合は接地されたものとみなすことができる。
- カ 給油を行う際には、努めてローリー乗務員と工事現場の関係者の双方が給油作業に立ち会うこと。